

障がい者サービス（障害者総合支援法）

どんな人が受けられるの？

- ・身体障害者、精神障害者、知的障害者、（発達障害者の方も含む）の方が対象になります。
- 平成 29 年 4 月 1 日から、傷害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大されました。
- ・対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

どんな援助を受けられるの？

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）と言い、介護保険と同じように身体介護・家事援助（生活援助）のサービスを受けることができます。

身体介護…お身体に直接触れて生活の中で必要な援助を行います。

例）起床介助…ベッドや布団から起きる、パジャマから服への着替え、洗面、
トイレ介助オムツ交換）など

就寝介助…服からパジャマへの着替え、トイレ介助（オムツ交換）、ベッド
や布団等へ寝る等その他にも、入浴、（清拭…身体を拭く）介助、食事介助
…などが有ります。

家事援助…ご利用者様ご本人の調理、買い物、掃除、洗濯…などの支援を行ないます。

※ご契約様ご本人の支援だけを行い、ご家族様への調理、買い物、洗濯等は行
いません。

地域支援事業（移動支援）

安心して障がいのある方が外出できるように、資格取得した介護員が社会参加のお手伝
いをさせていただくことを目的としたサービスです。

障害等のために外出時に介護等が必要な全身性身体障害者（児）、知的障害者（児）、
精神障害者（児）、

難病患者等にヘルパーを派遣して、外出時の介護等を行います。

障害福祉サービス等の処遇改善加算等の改定について

(障害福祉サービス)

この度令和8年6月1日より、障害福祉サービス等の新介護職員処遇改善加算Ⅱが新介護職員処遇改善加算Ⅱ（イ）となり、それに伴い利用料も改定させていただきます。下記の表を確認の上ご理解と同意をよろしくお願い申し上げます。

〈サービス利用料金〉

障害福祉サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

※ 負担割合1割としての金額です。

区 分		時 間	単 位				新合計 負担額
身 体 介 護	保険 適用分	30分以上 1時間未満	404	特定 事業所 加算 (Ⅱ)	居 宅 介 護 特 別 地 域 加 算	新 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 Ⅱ (イ)	723円
		1時間以上 1時間半未満	587				1,050円
		3時間以上 3時間半未満	921				1,647円
		3時間以上 30分ごとに	83				
家 事 援 助	保険 適用分	45分以上 1時間未満	197	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	352円
		1時間以上 1時間15分未満	239				428円
		1時間15分以上 1時間半未満	275				492円
		1時間半以上 15分増すごとに	311 35				557円
通 院 介 助 等		30分以上 1時間未満	404	10% 加 算	15% 加 算	43.1% 加 算	723円
		1時間以上 1時間半未満	587				1,050円
		3時間以上	921				1,647円
		3時間以上 30分ごとに	83				

令和8年6月

福祉サポートとかち野

※初回の訪問時と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合に初回加算として 200 単位を加算させていただきます。（過去 2 ヶ月間利用実績のなかった場合も加算。）

※居宅介護サービスに位置づけられていない訪問を、緊急時に利用者またはご家族の要請により行った場合 1 かいあたり 100 単位加算させていただきます。（月 2 回まで）

※中山間地域に居住している者に対して提供されるサービスについて、所定の単位数の 15%を加算させていただきます。

※当事業所は平成 31 年 4 月 1 日より、特定事業所加算【Ⅱ】を届け出いたしました。この事で利用者様には所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数が加算されます。